

平成30年度事業計画書

当センターは、昭和49年3月に財団法人徳島県土木技術協会として設立され、平成12年4月財団法人徳島県公園緑地協会と統合、平成18年4月財団法人徳島県下水道技術センターと統合して、財団法人徳島県建設技術センターとなり、平成25年4月1日に公益法人制度改革により公益財団法人へ移行し、公益財団法人徳島県建設技術センターに組織変更し、現在に至っております。

「建設行政の円滑かつ適正な執行を支援するとともに、建設技術者の資質の向上を図り、また、適正な公共施設の管理運営等を行うことにより、建設事業の振興と良質な社会資本の整備や維持管理を推進し、もって地域社会の健全な発展、県民の福祉の向上及び県民の安全安心に寄与すること」を目的に、より効率的な行政補完機能の確立を目指し努めてきました。

近年の建設行政を取り巻く環境が変化する中で、当センターの果たすべき役割は増しております。このため当年度も、今まで以上のコスト削減や技術力の向上、業務の効率化、経営基盤の更なる安定化に取り組み、県及び市町村と密接な連携を図りながら、公益財団法人としての役割の発揮に努めてまいります。

公益目的事業（公1）

1 技術支援事業

〔1〕 建設事業等に関する発注者支援業務

県及び市町村の建設事業等に係る測量、設計、積算、監督補助や市町村から橋梁定期点検業務を受託

〔2〕 下水道関連

- （1）鳴門市・板野町から下水道の地域住民サポート事業を受託
- （2）下水道の普及及び啓発活動

2 人材育成事業

〔1〕 1級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会の開催

〔2〕 研修

県職員新規採用・新任土木技術職員研修の実施
徳島県土木技術・業務発表会の開催
土木技術講習会の実施

〔3〕 講師派遣

2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会に講師を派遣

〔4〕 下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の実施並びに登録

3 災害対応事業

- [1] 災害復旧事業技術講習会
災害復旧事業の技術・制度等についての理解を深めます。
- [2] 被災宅地危険度判定士育成研修会
地震等によって宅地が広範囲に被災した場合に宅地被災状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減・防止を図ります。
- [3] 徳島県防災エキスパート
防災エキスパートの登録を受け付け、登録者の研修や各種防災訓練を実施するとともに、活動支援として傷害保険料を負担します。
- [4] 徳島県建設業BCP認定事務
南海トラフ巨大地震の発生に備え、審査会事務局として、建設業者各々において災害時の事業継続計画（建設業BCP）策定促進を図り、地域の防災力向上に寄与します。

4 公園管理事業

徳島県から「徳島県日峯大神子広域公園」「徳島県文化の森総合公園」「徳島県新町川公園」「徳島県蔵本公園」の4公園の指定管理者として指定を受け、平成18年度より管理運営を行っています。県に提出した事業計画書に基づき平成30年度は次の事業を行います。

- [1] 日峯大神子広域公園の管理運営業務
 - (1) 大神子病院しあわせの里テニスセンター及びその附属施設の管理運営
 - (2) 大神子病院しあわせの里テニスコート等の使用料徴収
 - (3) デイキャンプ施設の管理運営
 - (4) 園内の植栽、花壇、園路、駐車場及び遊具等の維持管理
 - (5) 園内の清掃及び廃棄物の処理
 - (6) 園内の巡視
 - (7) 公園の利用者指導
- [2] 文化の森総合公園の管理運営業務
 - (1) 園内の植栽、花壇、園路、駐車場及び遊具等の維持管理
 - (2) 園内の清掃及び廃棄物の処理
 - (3) 園内の巡視
 - (4) 公園の利用者指導
- [3] 新町川公園の管理運営業務
 - (1) 園内の植栽、花壇、園路及び遊具等の維持管理
 - (2) 園内の清掃及び廃棄物の処理
 - (3) 園内の巡視
 - (4) 公園の利用者指導

〔４〕 蔵本公園の管理運営業務

- （１）有料駐車場の管理運営及び使用料徴収
- （２）園内の植栽、花壇、園路及び遊具等の維持管理
- （３）園内の清掃及び廃棄物の処理
- （４）園内の巡視
- （５）公園の利用者指導

〔５〕 自主事業

- （１）広報紙「こうえん」の発行
- （２）ホームページやパンフレット等による情報発信
- （３）公園の管理運営や施設に関する利用者ニーズを把握する利用者アンケートの実施
- （４）都市公園の管理運営に関する調査研究事業
- （５）地域の人々との連携強化及び情報交換などにつながる地域連絡協議会の開催
- （６）公園ルールなども含めた愛犬のしつけ教室の開催
- （７）親子による公園の利用機会の増進と自然に触れる野外体験教室やネイチャーゲーム大会の開催
- （８）大神子病院しあわせの里テニスコートの利用促進及び利用者サービスの向上につながるテニス教室やテニス大会の開催と用具のレンタル及び県内外からの合宿の誘致
- （９）公園の利用促進及び利用者満足度の向上につながる公園ツアー（樹木観察会）の開催
- （１０）四季折々の美しさをより多くの方々に気付いて頂く写真展示会の開催
- （１１）当センターの職員による清掃ボランティア活動
- （１２）シルバー世代の公園利用者のため、健康保持のウォーキング大会の開催
- （１３）大神子病院しあわせの里テニスセンター管理棟やこども広場管理室前を常時季節の草花で飾り、来園者に季節感を味わって頂く、花いっぱい活動の実施
- （１４）災害に強い公園を目指し、災害発生時の対応のための訓練の実施
- （１５）七夕飾りの設置や、四季の園芸教室、野鳥観察会、夜の昆虫観察会等の開催

５ 下水道管理事業

徳島県から旧吉野川流域下水道の指定管理者として指定を受け、平成２５年度から終末処理場のアクアきらら月見ヶ丘(旧吉野川浄化センター)において鳴門市、松茂町、北島町、藍住町及び板野町の下水処理を行うとともに、鳴門松茂幹線、旧吉野川幹線及び板野藍住幹線の３本の幹線管渠の維持管理等を行っています。県に提出した事業計画書に基づき平成３０年度は次の事業を行います。

〔１〕 旧吉野川浄化センターの運転管理業務

- (1) 運転操作監視業務
 - ア 水処理施設の運転操作及び監視
 - イ 汚泥処理施設の運転操作及び監視
 - ウ 電気機器や機械機器の異常や故障時の原因調査と応急措置
 - エ 運転管理業務のデータ整理
- (2) 点検業務
 - 電気機器及び機械機器の正常な運転を確保するための日常点検、定期点検及び臨時点検
- (3) 水質検査業務
 - ア 処理水等の水質検査
 - イ 水質検査業務のデータ整理
- (4) 下水汚泥等の処分業務
 - ア 産業廃棄物運搬、処分の許可業者への委託
 - イ 産業廃棄物管理票の作成等
 - ウ 下水汚泥処分のために必要な成分分析
- [2] 幹線管渠施設の管理業務
 - (1) 幹線管渠埋設道路及びその周辺の状況調査業務
 - (2) 各マンホールの内部状況、下水の流下状況等の確認のためのマンホール内目視調査業務
- [3] 機械設備及び電気設備保守点検業務
 - 保守点検計画表に基づく、機械設備、電気設備、マンホールポンプ及び幹線流量計設備等の精密な保守点検業務
- [4] 放流先公共用水域調査業務
 - 放流水が公共用水域に与える水質影響等を把握するための水質調査等業務
- [5] 自主事業
 - (1) 旧吉野川浄化センター見学会の開催
 - (2) 「下水道の日」普及啓発街頭キャンペーンの実施
 - (3) 県、市町と連携して、県庁や市町役場、小学校等でのパネル展の開催
 - (4) 小学生を対象に、県、流域下水道整備地区の1市4町と連携して、環境学習出前講座の実施
 - (5) 下水道技術研修会の開催
 - (6) 県及び県教育委員会と連携して標語コンクールの実施
 - (7) 流域下水道への加入促進のためのパンフレット作成
 - (8) 当センターの車に駆け込みマークシールを貼り付け、「子ども110番の店及び車」活動に協力
 - (9) 下水を処理したときに発生する汚泥の有効利用についての調査研究
 - (10) 旧吉野川浄化センター処理水による魚類の飼育展
- [6] 下水道施設の維持管理のための技術者育成
 - 地域への貢献として、下水道処理施設の維持管理における地元企業の育成を図るため、旧吉野川浄化センターの維持管理業務や、研修会の開催を通

じて下水道管理技術者の育成に努めます。

6 技術者人材クラスター事業

社会資本の老朽化対策や南海トラフ巨大地震等に備えた事前防災・減災対策等が喫緊の課題となっているなか、市町村、民間企業、大学などにおいては、経験豊富な技術者の不足が深刻となっています。そこで、当センターに「技術者人材クラスター事務局」を設け、市町村、民間企業、大学等からの多様な技術支援要請や人材紹介要請等に応えるため、徳島県の退職技術者職員等を登録し、人材育成を図りながら、平常時の技術支援はもとより、発災時の復旧支援活動に対応できるよう、次の業務を行います。

〔１〕 職業紹介あっせん

職業安定法に基づく「無料職業紹介所」を運営し、技術者の職業紹介あっせんを行います。

〔２〕 技術支援ニーズの把握

市町村の橋梁点検等、技術支援ニーズを把握し、業務委託による各種支援を行います。

〔３〕 人材育成・研修

クラスター登録者等の技術力の維持・向上を目的とした技術研修を実施します。

7 DMV 導入推進センター事業

線路と道路の両方を走れるDMVは、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時には、被災を免れた線路と道路を接続することにより、交通機能を確保することができます。人や物資の輸送手段として、被災地支援に大きく寄与することができます。

また、DMVは車両自体が「観光資源」となることから、県南の観光振興や地域経済の起爆剤となる次世代の乗り物であります。

平成29年2月に開催された「第2回阿佐東線DMV導入協議会」（徳島・高知両県など関係自治体で構成）において、DMV車両を3台製作することや「2020東京オリンピック・パラリンピック」までの運行を目指すことなどが承認され、阿佐東線へのDMV導入事業が促進されています。

平成30年度は、この事業を加速するため、DMV車両の製作やDMV導入に関する調査・設計などへの技術支援を行います。

(参考)

「DMV（デュアル・モード・ビークル）」とは

線路では列車として、道路ではバスとして、線路と道路の両方を走行できる新たな乗り物です。

線路と道路、双方の切り替えは短時間で行うことができ、列車とバスの乗り換えなしに移動できるので、地域公共交通の利便性を向上することができます。

収益事業 （収 1）

自動販売機設置による飲料水等販売事業

公園等に自動販売機を設置し、飲料水等の販売を行い、公園利用者の利便性の向上を図るとともに、その売上手数料収入により公益事業を推進します。